

「港湾整備特別会計」

1. 港湾整備特別会計（港湾整備勘定）の設置目的、業務内容

(1) 根拠法

港湾整備特別会計法(昭和36年 法律第25号)

(2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

(港湾整備特別会計法第一条第一項)

港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(3) 港湾整備勘定が経理している事業の内容

- ① 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの及び開発保全航路の開発及び保全の事業で、国が施行するもの。(直轄港湾整備事業)
- ② 直轄港湾整備事業に密接な関連のある等の工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの。(港湾整備関係受託工事)
- ③ 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもので、港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金。
- ④ 広域臨海環境整備センター法の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良に係る補助金。
- ⑤ 次のものに係る貸付け
 - a 港湾法第55条の7第1項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良
 - b 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第2条第1項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良
 - c 民間都市開発の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定によるもの
 - d 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第13条第1項によるもの
 - e 都市再生特別措置法第30条第1項の規定による貸付金
- ⑥ 国が施行する海岸事業、災害復旧事業、空港関係工事及び特定港湾施設工事勘定にかかる工事の事務費

(港湾整備特別会計法第四条第二項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)
- 二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。)
- 三 港湾整備事業(第一条第三項に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ)で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
- 三の二 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条の規定による貸付金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による貸付金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
- 八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金
- 九 第九条の規定による一般会計への繰入金

(4) 事業の財源等

港湾整備勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ①一般会計等他会計からの繰入金
- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③受託工事に係る委託者からの納付金
- ④貸付金の償還金
- ⑤附属雑収入

(港湾整備特別会計法第四条第一項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金、空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第十一条第一項の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百八条第四項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの
- 三 港湾整備関係受託工事に係る納付金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金の償還金
- 五 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条の規定による貸付金の償還

金

六 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による貸付金の償還金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

(5) 完成した港湾施設の財産の帰属

・「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産（国有港湾施設）として、一般会計に帰属する。

・補助金交付や貸付の対象となった港湾施設は、事業者である港湾管理者（地方公共団体）等の財産である。

2. 港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）の設置目的、業務内容

(1) 根拠法

港湾整備特別会計法(昭和36年 法律第25号)

(2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

(港湾整備特別会計法第一条第一項)

港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(3) 特定港湾施設工事勘定が経理している事業の内容

- ①特定港湾施設整備特別措置法第2条に規定する特定港湾施設工事
- ②企業合理化促進法第8条第4項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事。(企業合理化関係港湾工事)
- ③公害防止事業費事業者負担法第2条第2項に規定する公害防止事業である港湾工事で国土交通大臣が施行するもの。(公害防止関係港湾工事)
- ④港湾法第43条の10において準用する企業合理化促進法第8条第2項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事。(企業合理化関係開発保全航路工事)
- ⑤上記(1)から(4)の工事に関連して施行する港湾整備事業で国土交通大臣が施行するもの。(特定港湾施設関係受託工事)

(港湾整備特別会計法第五条第二項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもってその歳出とする。

- 一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用(これらの工事に
関する事務費を除く。)
- 二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入金
- 三 第九条の規定による一般会計への繰入金

(4) 事業の財源等

特定港湾施設工事勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ①一般会計からの繰入金
- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③直轄港湾整備事業に係る事業者からの負担金

④受託工事に係る委託者からの納付金

⑤附属雑収入

(港湾整備特別会計法第五条第一項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項 において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項 において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第八十条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、港湾法第四十三条の十 において準用する企業合理化促進法第八条第二項、同法第八条第四項 又は公害防止事業費事業者負担法 の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの
- 三 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金

(5) 完成した港湾施設の財産の帰属

「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産（国有港湾施設）として、一般会計に帰属する。

歳入歳出決算の概要等

港湾整備勘定

収納済歳入額は、	400,502 百万円
支出済歳出額は、	376,828 百万円
歳入歳出差引	23,674 百万円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法（昭和 36 年法律第 25 号）第 18 条第 1 項の規定により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剰余金のうち繰越財源は、	16,486 百万円
精算還付金財源は、	456 百万円
純剰余金は、	6,732 百万円 である。

特定港湾施設工事勘定

収納済歳入額は、	8,397 百万円
支出済歳出額は、	7,989 百万円
歳入歳出差引	407 百万円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法第 18 条第 2 項の規定により工事別等の区分により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剰余金のうち繰越財源は、	134 百万円
精算還付金財源は、	15 百万円
純剰余金は、	258 百万円 である。

歳入歳出決算の概要等 (平成17年度決算)

[歳 入]

[歳 出]

(港湾整備勘定)

一般会計より受入	2,674
産業投資特別会計より受入	0
空港整備特別会計より受入	12
改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	267
港湾管理者工事費負担金収入	658
その他	84
受託工事納付金収入	8
特定港湾施設工事勘定より受入	109
償還金収入	5
改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	166
前年度剰余金受入	18
雑収入	
歳入合計	4,005

(港湾整備勘定)

港 湾 整 備 勘 定

港湾事業費 (全体)	3,126
その他	20
埠頭整備等資金貸付金	5
改革推進公共投資港湾事業資金貸付金	74
償還時補助	62
受託工事費	267
産業投資特別会計へ繰入	0
改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	209
都市再生プロジェクト事業推進費	—
港湾事業等工事諸費	
予備費	
歳出合計	3,768

(特定港湾施設工事勘定)

一般会計より受入	24
港湾管理者工事費負担金収入	14
受益者工事費負担金収入	41
前年度剰余金受入	2
雑収入	0
歳入合計	83

(特定港湾施設工事勘定)

エネルギー	68
その他	2
歳出合計	8
予備費	—
歳出合計	79

注：単位未満切り捨てのため、合計額と一致しないことがある。

【港湾整備勘定】

所管会計名		組織	歳入 科目	金額	歳出 科目	金額	
国土交通省 一般会計	国土交通省本省		一般会計より受入	267,403	港湾事業費	223,819	
			港湾事業費	a 184,127		a 164,535	
			海岸事業工事諸費	b 777		o 45,226	
			港湾災害復旧事業工 事諸費	c 171		s 4,292	
			北海道港湾事業費	d 25,894		t 232	
			離島振興事業費	e 25,387		x 9,401	
			道州制北海道モデル 事業推進費	f 27	北海道港湾事業費	y 131	
			社会資本整備事業調 整費	g 529		d 33,289	
			景観形成事業推進費	h 118		25,702	
			都市再生プロジェク ト事業推進費	i 45	離島港湾事業費	p 7,193	
			改革推進公共投資事 業償還金等財源一般 会計より繰入	j 26,783		x 394	
					沖縄港湾事業費		
		内閣府 一般会計	内閣本府		沖縄開発事業費	k 29,532	
	沖縄北部特別振興対策 特定開発事業推進費			l 792		r 24,330	
国土交通省 空港整備 特別会計			空港整備特別会計より 受入	m 1,233	埠頭整備等資金貸付金	a 2,004	
			特定港湾施設工事勘 定より受入	n 893	改革推進公共投資港湾 事業資金貸付金償還時 補助	j 587	
			港湾管理者工事費負 担金収入	65,861			7,493
			内地	o 57,342		w 7,003	
			北海道	p 7,248	港湾事業等工事諸費	x 489	
			離島	q 367			20,985
			沖縄	r 902		a 11,844	
			償還金収入	10,827		b 777	
			埠頭整備資金等貸付 金償還金	s 4,320		c 81	
			港湾開発資金貸付金 償還金	t 232		e 260	
			収益回収公共事業 資金償還金収入	u 6,274		m 1,206	
			改革推進公共投資事業 資金貸付金償還金収入	v 587	産業投資特別会計へ 繰入	n 892	
			受託工事納付金収入	w 8,412	改革推進公共投資事業 償還金等産業投資特別 会計へ繰入	o 4,939	
	前年度剰余金受入	x 16,612		q 39			
	雑収入	y 1,888	都市再生プロジェクト 事業推進費	w 498			
				x 444			
			道州制北海道モデル 事業推進室	u 6,274			
			社会資本整備事業事業 調整費	j 26,783			
			景観形成事業推進費	v 587			
			沖縄北部特別振興対策 特定開発事業推進費	i 45			
				f 27			
				g 644			
				513			
				130			
				h 118			
				l 603			
		合計	400,502	合計	376,828		

歳入記号 (a, b, c...) は歳出記号 (a, b, c...) に対応する

平成17年度 他会計・他勘定間の財政資金の流れ

【特定港湾施設工事勘定】

(単位：百万円)

所管会計名	組 織	歳入		歳出			
		科 目	金 額	科 目	金 額		
国土交通省 一般会計	国土交通省本省	一般会計より受入	2,471	エネルギー港湾施設 工事費	6,885		
		港湾事業費	a	2,471	a	2,061	
			b	1,498	b	1,215	
			c		c	3,406	
			d		d	202	
		港湾管理者工事費負 担金収入	b	1,498	鉄鋼港湾施設工事費	210	
		受益者工事費負担金 収入	c	4,122		a	58
			b			b	46
		c		c	105		
		前年度剰余金受入	d	293	工事諸費港湾整備勘 定へ繰入	893	
雑収入	e	12	a	276			
	b		b	163			
		c	453				
		合 計	8,397	合 計	7,989		

歳入記号 (a, b, c...) は歳出記号 (a, b, c...) に対応する

定員について (平成17年度末)

	人数計 (人)
港湾整備特別会計	2,116
本 省	20
施設等機関	20
地方支分部局	2,096
地方整備局	2,096
外 局	0

(注) 平成17年度予算定員である。

「港湾整備特別会計（港湾整備勘定） 平成17年度財務書類」

業務費用計算書

港湾整備勘定

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	本会計年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
人件費	15,220	16,770
賞与引当金繰入額	1,131	1,094
退職給付引当金繰入額	717	368
港湾施設整備費	132,483	128,801
補助金等	111,617	92,975
一般会計へ繰入	56	46
庁費等	2,938	3,461
その他の経費	518	1,351
減価償却費	7,547	9,787
貸倒引当金繰入額	0	△ 0
資産処分損益	3,428	4,370
	<hr/>	<hr/>
本年度業務費用合計	275,660	259,027

資産・負債差額増減計算書

港湾整備勘定

(単位：百万円)

	前会計年度 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	本会計年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	164,714	168,095
II 本年度業務費用合計	△ 275,660	△ 259,027
III 財源	374,791	370,902
1 自己収入	75,649	74,588
港湾管理者工事費負担金収入	67,126	65,861
受託工事納付金収入	7,633	6,945
その他の財源	888	1,781
2 他会計(勘定)からの受入	299,142	296,314
一般会計からの受入	297,219	294,186
空港整備特別会計からの受入	1,077	1,233
特定港湾施設工事勘定からの受入	844	893
IV 無償所管換等	△ 95,749	△ 98,460
V 資産評価差額	-	△ 2,192
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	168,095	179,318

区分別収支計算書

港湾整備勘定

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 自 16年4月1日 至 17年3月31日	本 会 計 年 度 自 17年4月1日 至 18年3月31日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	67,126	65,861
受託工事納付金収入	9,869	8,412
資産売払収入	108	481
貸付金の回収による収入	20,612	11,414
その他の収入	1,779	1,406
一般会計からの受入	297,219	294,186
産業投資特別会計からの受入	17	-
空港整備特別会計からの受入	1,077	1,233
特定港湾施設工事勘定からの受入	844	893
前年度剰余金受入	17,766	16,612
財源合計	416,421	400,502
2 業務支出		
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)		
人件費	△ 19,326	△ 19,553
港湾施設整備費	△ 136,477	△ 121,566
補助金等	△ 112,743	△ 94,409
一般会計への繰入	△ 56	△ 46
産業投資特別会計への繰入	△ 21,671	△ 33,057
貸付けによる支出	△ 1,728	△ 2,004
庁費等の支出	△ 2,941	△ 4,760
その他の支出	△ 534	△ 477
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 295,482	△ 275,877
(2) 施設整備支出		
土地に係る支出	△ 12,952	△ 2,923
建物等に係る支出	△ 91,374	△ 98,028
施設整備支出合計	△ 104,326	△ 100,951
業務支出合計	△ 399,808	△ 376,828
業務収支	16,612	23,674
II. 財務収支		
本年度収支	16,612	23,674
翌年度歳入繰入	16,612	23,674
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	25
本年度末現金・預金	16,612	23,700

1. 重要な会計方針

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

② 有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

③ 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

④ 貸倒引当金の計上基準

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑤ 賞与引当金の計上基準

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

⑥ 退職給付引当金の計上基準

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

2. 偶発債務

債務不存在確認（本訴）損害賠償（反訴）請求控訴事件（福岡高裁平成18年（ネ）第296号）

損害賠償請求額 一百万円

現在係争中である。

3. 翌年度以降支出予定額

①歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、29,871百万円である。

②国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、62,033百万円である。

4. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されている。このため、出納整理期間中の現金の支払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剰余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権、消費税還付金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠償保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物（門扉等）を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、港湾整備特別会計法に基づく産業特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規定されている額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る額を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、施設整備に要する事業費を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計へ繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る貸倒引当金の取崩額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「無償所管換」には、国有財産の無償所管換額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、固定資産の売払に伴う収入額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、港湾整備事業に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項の規定による受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のための必要な人件費及び事務の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、港湾施設整備に要する事業費の支出額を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、港湾整備特別会計法附則第21項の規定による繰入額を計上している。
- ・「貸付による支出」には、港湾管理者等への貸付に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

5. その他

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 - ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一

致しないことがある。

・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,836,145	107,484	7	134,572	4,809,051
用地	243,426	2,923	113	-	246,236
公共用財産	5,079,571	110,407	120	134,572	5,055,287

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

現金・預金の明細 (単位：百万円)

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	23,700	決算剰余金
合 計	23,700	

② たな卸資産の明細

たな卸資産の明細 (単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	28,431	11,247	20,967	-	18,711
修理工用部品	9	54	0	-	62
雑器具	8	-	8	-	-
合 計	28,450	11,301	20,977	-	18,774

③ 未収金の明細

未収金の明細 (単位：百万円)

種類	相手先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体	3,945
還付消費税	国 (税務官署)	1
その他未収金	民間事業者等	13
合 計		3,959

④ 貸付金の明細

貸付金の明細 (単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由
港湾管理者等	12,765	980	1,653	12,192	埠頭整備等資金貸付等
公益法人	61,886	268	6,069	56,085	埠頭整備等資金貸付等
民間事業者	13,228	755	3,791	10,190	港湾事業資金貸付等
合 計	87,878	2,004	11,414	78,468	

⑤ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	2,098	521	377	-	△ 38	2,204
立木竹	0	-	-	-	△ 0	0
建物	31	192	6	2	△ 45	168
工作物	36	112	7	3	△ 6	132
船舶	1,491	11	1,672	211	380	-
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	3,658	838	2,063	217	290	2,505
行政財産						
土地	56,541	483	1,851	-	△ 10,768	44,404
立木竹	32	0	0	-	△ 0	32
建物	16,555	739	404	1,372	△ 557	14,960
工作物	24,719	1,332	817	3,393	5,992	27,833
船舶	16,935	1,551	96	2,391	2,851	18,851
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	114,785	4,107	3,170	7,157	△ 2,482	106,082
国有財産合計	118,444	4,945	5,233	7,375	△ 2,192	108,588
公共用財産						
建設仮勘定	-	97,597	97,597	-	-	-
小計	-	97,597	97,597	-	-	-
物品	4,718	1,580	1,033	1,294	-	3,971
小計	4,718	1,580	1,033	1,294	-	3,971
有形固定資産合計	123,162	104,123	103,863	8,670	△ 2,192	112,559
無形固定資産						
電話加入権	99	1	-	-	-	100
ソフトウェア	2,738	724	-	1,116	-	2,346
無形固定資産合計	2,837	726	-	1,116	-	2,446
形固定資産・無形固定資産合	125,999	104,849	103,863	9,787	△ 2,192	115,006

⑥ 出資金の明細

(単位：百万円)

出資金の増減の明細

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価額	本年度末残高
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	-	-	-	-	-	492
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	-	-	-	-	-	57
合 計	549	-	-	-	-	-	549

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	出資金額 (国有財 産台帳価格)	資 産	負 債	純資産額	資本金	特別会計からの 出資額	出資割合	純資産額による 算出額	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	14,635	1,392	13,243	14,052	492	3.50%	464	492	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	9,744	1,575	8,169	7,599	57	0.75%	61	57	法定財務諸表
合 計	549	24,379	2,967	21,412	21,652	549		526	549	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位:百万円)

未払金の明細	内容	相手先	本年度末残高
補助率差額	地方公共団体 (港湾管理者)		7,393
児童手当	職員		8
公務災害補償費	職員		32
遺族補償年金			7
合計			7,441

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の明細		相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
項	目				
港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	36,958	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設又は臨港交通施設を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	港湾公害防止対策事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	540	港湾管理者が、汚泥その他公害の原因となる物質が堆積し、又は水質が汚濁している港湾において実施する浚渫事業等及び港湾公害防止施設を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	4,329	港湾管理者が、港湾環境整備施設を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	廃棄物処理施設整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	10,202	港湾管理者が、廃棄物処理施設を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	港湾事業調査費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	118	港湾管理者が、特定重要港湾又は重要港湾において、港湾計画を策定するための調査に要する費用の一部を補助するため	無
	後進地域特例法適用団体補助率差額	地方公共団体 (港湾管理者)	4,244	「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」等に基づき、調査団体等が施行した開発指定事業等に対する補助率引上差額を補助するため	無
北海道港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	1,156	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	港湾公害防止対策事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	38	港湾管理者が、汚泥その他公害の原因となる物質が堆積し、又は水質が汚濁している港湾において実施する浚渫事業等及び港湾公害防止施設を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	198	港湾管理者が、港湾環境整備施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
離島港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	21,691	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設又は臨港交通施設を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	687	港湾管理者が、港湾環境整備施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
沖縄港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	9,915	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	1,220	港湾管理者が、港湾環境整備施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
改革推進公共投資沖縄港湾事業資金貸付金償還時補助	後進地域特例法適用団体等追加貸付金償還時補助	地方公共団体 (港湾管理者)	587	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第4条に該当する地方公共団体に対して行う沖縄港湾事業資金貸付金の償還金に相当する金額の当該貸付金の対象とした事業に係る補助	無
沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	603	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設又は臨港交通施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
都市再生プロジェクト事業推進費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	45	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設又は臨港交通施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
道州制北海道モデル事業推進費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	27	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設又は臨港交通施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
社会資本整備事業調査費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	294	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設又は臨港交通施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
景観形成事業推進費	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	118	港湾管理者が、一般公衆の利用に供する目的で、水城施設、外郭施設、保留施設又は臨港交通施設等を建設又は改良する事業に要する費用の一部を補助するため	無
合計			92,975		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位:百万円)

	金額
(款) 雑収入	1,781
(項) 雑入	1,781
合計	1,781

(2) 財産の無償所管換等の明細

(単位:百万円)

無償所管換の明細	区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
他省庁と所管換	国(一般会計・道路整備特会)		△ 1	土地・建物・工作物		
財産の無償所管換(款)	国(一般会計)		△ 97,597	一般会計への所管換		
公共物より購入、公共物へ編入			△ 915	土地・建物・工作物		
その他			53	土地・建物・工作物・船舶	交換・譲渡の訂正、報告漏れ、新規の登録	
合計			△ 98,460			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

	金額
(款) 雑収入	1,406
(項) 雑入	1,406
合計	1,406

(2) その他歳計外現金・預金の明細

(単位:百万円)

	金額
前年度末残高	-
本年度受入	25
本年度払出	-
本年度末残高	25

参考情報

機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりです。

なお、算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっております。

16,466百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高） \times 1.770%=291百万円

「港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定） 平成17年度財務書類」

貸借対照表

特定港湾施設工事勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 平成17年3月31日	本会計年度 平成18年3月31日		前会計年度 平成17年3月31日	本会計年度 平成18年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	293	407			
たな卸資産	4,817	5,162			
未収金	198	198			
前払費用	—	0			
有形固定資産	83	274			
国有財産 (公共用財産)	54	272	負債合計	—	—
建物	34	139	<資産・負債差額の部>		
工作物	12	125	資産・負債差額	5,393	6,043
船舶	7	7			
物品	29	1			
無形固定資産	1	0			
資産合計	5,393	6,043	負債及び資産・負債差額合計	5,393	6,043

業務費用計算書

特定港湾施設工事勘定

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	本会計年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
エネルギー港湾施設工事費	9,524	6,494
鉄鋼港湾施設工事費	-	210
港湾整備勘定への繰入	844	893
庁費等	16	40
減価償却費	15	13
資産処分損益	0	27
本年度業務費用合計	10,401	7,680

資産・負債差額増減計算書

特定港湾施設工事勘定

(単位：百万円)

	前会計年度 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	本会計年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	7,489	5,393
II 本年度業務費用合計	△ 10,401	△ 7,680
III 財源	8,306	8,104
1 自己収入	5,861	5,633
港湾管理者工事費負担金収入	1,482	1,498
受益者工事費負担金収入	4,171	4,122
その他の財源	207	12
2 他会計（勘定）からの受入	2,444	2,471
一般会計からの受入	2,444	2,471
IV 無償所管換等	-	-
V 資産評価差額	-	224
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	5,393	6,043

区分別収支計算書

特定港湾施設工事勘定

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 自 16年4月1日 至 17年3月31日	本 会 計 年 度 自 17年4月1日 至 18年3月31日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	1,482	1,498
受益者工事費負担金収入	4,171	4,122
その他の収入	9	12
一般会計からの受入	2,444	2,471
前年度剰余金受入	976	293
財源合計	9,084	8,397
2 業務支出		
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)		
エネルギー港湾施設工事費	△ 7,916	△ 6,839
鉄鋼港湾施設工事費	-	△ 210
港湾整備勘定への繰入	△ 844	△ 893
庁費等の支出	△ 30	△ 45
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 8,791	△ 7,989
業務支出合計	△ 8,791	△ 7,989
業務収支	293	407
II. 財務収支	-	-
本年度収支	293	407
翌年度歳入繰入	293	407
本年度末現金・預金	293	407

1. 重要な会計方針

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

② 有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

③ 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

2. 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、119 百万円である。

② 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、2,794 百万円である。

3. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剰余金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「未収金」には、雑収入に係る損害賠償金債権を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物（門扉等）を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上

している。

- ・「鉄鋼港湾施設工事費」には、鉄鋼港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に当てるための繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費に係る支出額を計上している。
- ・「鉄鋼港湾施設工事費」には、鉄鋼港湾施設の整備に要する事業費に係る支出額を計上している。
- ・「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てられる支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。

4. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表している。

③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,836,145	107,484	7	134,572	4,809,051
用地	243,426	2,923	113	-	246,236
公共用財産	5,079,571	110,407	120	134,572	5,055,287

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

現金・預金の明細 (単位：百万円)

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	407	決算剰余金
合 計	407	

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	4,817	6,050	5,705	-	5,162
合 計	4,817	6,050	5,705	-	5,162

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

種 類	相 手 先	本年度末残高
その他未収金	民間事業者等	198
合 計		198

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

固定資産の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	-	-	-	-	-	-
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-
工作物	-	-	-	-	-	-
船舶	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
行政財産						
土地	-	-	-	-	-	-
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	34	0	1	2	109	139
工作物	12	1	1	1	113	125
船舶	7	-	0	1	1	7
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	54	1	2	5	224	272
国有財産合計	54	1	2	5	224	272
公共用財産						
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	29	3	24	6	-	1
小計	29	3	24	6	-	1
有形固定資産合計	83	4	27	12	224	274
無形固定資産						
電話加入権	0	-	-	-	-	0
ソフトウェア	0	-	-	0	-	-
無形固定資産合計	1	-	-	0	-	0
有形固定資産・無形固定資産合計	85	4	27	13	224	275

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

	金額
(款) 雑収入	12
(項) 雑入	12
合計	12

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

	金額
(款) 雑収入	12
(項) 雑入	12
合計	12

「港湾整備特別会計：平成17年度勘定合算財務書類」

合 算 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度	本 会 計 年 度	前 会 計 年 度	本 会 計 年 度
	平 成 17 年 3 月 31 日	平 成 18 年 3 月 31 日	平 成 17 年 3 月 31 日	平 成 18 年 3 月 31 日
<資産の部>			<負債の部>	
現金・預金	16,905	24,108	未払金	8,846
たな卸資産	33,267	23,936	保管金等	—
未収金	5,349	4,157	前受金	489
前払費用	2	2	賞与引当金	1,131
貸付金	87,878	78,468	他会計繰戻未済金	49,524
貸倒引当金	△ 1	△ 1	退職給付引当金	36,556
有形固定資産	123,246	112,834		
国有財産(公共用財産を除く)	118,498	108,861		
土地	58,639	46,608		
立木竹	33	33	負債合計	96,548
建物	16,621	15,268	<資産・負債差額の部>	
工作物	24,768	28,090	資産・負債差額	173,489
船舶	18,435	18,859		185,361
物品	4,747	3,973		
無形固定資産	2,839	2,447		
出資金	549	549		
資産合計	270,037	246,503	負債及び資産・負債差額合計	270,037
				246,503

合算業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日	本会計年度 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日
人件費	15,220	16,770
賞与引当金繰入額	1,131	1,094
退職給付引当金繰入額	717	368
港湾施設整備費	132,483	128,801
エネルギー港湾施設工事費	9,524	6,494
鉄鋼港湾施設工事費	-	210
補助金等	111,617	92,975
一般会計へ繰入	56	46
庁費等	2,955	3,502
その他の経費	518	1,351
減価償却費	7,562	9,800
貸倒引当金繰入額	0	△ 0
資産処分損益	3,429	4,397
本年度業務費用合計	285,217	265,814

合算資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	本会計年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	172,204	173,489
II 本年度業務費用合計	△ 285,217	△ 265,814
III 財源	382,252	378,113
1 自己収入	81,510	80,222
港湾管理者工事費負担金収入	68,609	67,359
受益者工事費負担金収入	4,171	4,122
受託工事納付金収入	7,633	6,945
その他の財源	1,096	1,794
2 他会計(勘定)からの受入	300,741	297,891
一般会計からの受入	299,664	296,658
空港整備特別会計からの受入	1,077	1,233
IV 無償所管換等	△ 95,749	△ 98,460
V 資産評価差額	-	△ 1,967
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	173,489	185,361

合算区分別収支計算書

港湾整備特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 自 16年4月1日 至 17年3月31日	本会計年度 自 17年4月1日 至 18年3月31日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	68,609	67,359
受益者工事費負担金収入	4,171	4,122
受託工事納付金収入	9,869	8,412
資産売払収入	108	481
貸付金の回収による収入	20,612	11,414
その他の収入	1,788	1,419
一般会計からの受入	299,664	296,658
産業投資特別会計からの受入	17	-
空港整備特別会計からの受入	1,077	1,233
前年度剰余金受入	18,743	16,905
財源合計	424,661	408,007
2 業務支出		
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)		
人件費	△ 19,326	△ 19,553
港湾施設整備費	△ 136,477	△ 121,566
エネルギー港湾施設工事費	△ 7,916	△ 6,839
鉄鋼港湾施設工事費	-	△ 210
補助金等	△ 112,743	△ 94,409
一般会計への繰入	△ 56	△ 46
産業投資特別会計への繰入	△ 21,671	△ 33,057
貸付けによる支出	△ 1,728	△ 2,004
庁費等の支出	△ 2,972	△ 4,806
その他の支出	△ 534	△ 477
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 303,429	△ 282,973
(2) 施設整備支出		
土地に係る支出	△ 12,952	△ 2,923
建物等に係る支出	△ 91,374	△ 98,028
施設整備支出合計	△ 104,326	△ 100,951
業務支出合計	△ 407,756	△ 383,924
業務収支	16,905	24,082
II. 財務収支		
本年度収支	16,905	24,082
翌年度歳入繰入	16,905	24,082
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	25
本年度末現金・預金	16,905	24,108

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

②有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

③無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

④貸倒引当金の計上基準

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑤賞与引当金の計上基準

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

⑥退職給付引当金の計上基準

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

2. 偶発債務

債務不存在確認（本訴）損害賠償（反訴）請求控訴事件（福岡高裁平成18年（ネ）第296号）

損害賠償請求額 一百万円

現在係争中である。

3. 翌年度以降支出予定額

①歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、29,994百万円である。

②国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、63,435百万円である。

4. 追加情報等

①出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当該年度の剰余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権、消費税還付金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠償保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物（門扉等）を計上している。
- ・「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・「物品」には、取得価額が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、港湾整備特別会計法に基づく産業特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規定されている額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る額を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、施設整備に要する事業費を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「鉄鋼港湾施設工事費」には、鉄鋼港湾施設の整備に要する事業費を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計へ繰入」には、北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入額及び退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る貸倒引当金の取崩額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「無償所管換」には、国有財産の無償所管換額等を計上している。

- ・「資産評価差額」には、国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
- ・「資産売却収入」には、固定資産の売却に伴う収入額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費、港湾整備事業に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「港湾施設整備費」には、港湾施設整備に要する事業費の支出額を計上している。
- ・「エネルギー港湾施設工事費」には、エネルギー港湾施設の整備に要する事業費に係る支出額を計上している。
- ・「鉄鋼港湾施設工事費」には、鉄鋼港湾施設の整備に要する事業費に係る支出額を計上している。
- ・「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、港湾整備特別会計法附則第21項の規定による繰入額を計上している。
- ・「貸付による支出」には、港湾管理者等への貸付に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る

受入残高を計上している。

5. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

③港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,836,145	107,484	7	134,572	4,809,051
用地	243,426	2,923	113	-	246,236
公共用財産	5,079,571	110,407	120	134,572	5,055,287

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

港湾整備特別会計 附属明細書 (貸借対照表)
 本会計年度 (平成18年3月31日)

(単位：百万円)

	港湾整備	特定港湾 施設工事勘定	相殺消去	合 算
<資産の部>				
現金・預金	23,700	407	-	24,108
たな卸資産	18,774	5,162	-	23,936
未収金	3,959	198	-	4,157
前払費用	2	0	-	2
貸付金	78,468	-	-	78,468
貸倒引当金	△ 1	-	-	△ 1
有形固定資産	112,559	274	-	112,834
国有財産 (公共用財産を除く)	108,588	272	-	108,861
土地	46,608	-	-	46,608
立木竹	33	-	-	33
建物	15,129	139	-	15,268
工作物	27,965	125	-	28,090
船舶	18,851	7	-	18,859
建設仮勘定	-	-	-	-
物品	3,971	1	-	3,973
無形固定資産	2,446	0	-	2,447
出資金	549	-	-	549
資産合計	240,460	6,043	-	246,503
<負債の部>				
未払金	7,441	-	-	7,441
保管金等	25	-	-	25
前受金	870	-	-	870
賞与引当金	1,094	-	-	1,094
他会計繰戻未済金	16,466	-	-	16,466
退職給付引当金	35,243	-	-	35,243
負債合計	61,142	-	-	61,142
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	179,318	6,043	-	185,361
資産・負債差額合計	179,318	6,043	-	185,361
負債及び資産・負債差額合計	240,460	6,043	-	246,503

港湾整備特別会計 附属明細書（業務費用計算書）
 本会計年度（自：平成17年4月1日 至：平成18年3月31日）

（単位：百万円）

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	相殺消去	合算合計
人件費	16,770	-	-	16,770
賞与引当金繰入額	1,094	-	-	1,094
退職給付引当金繰入額	368	-	-	368
港湾施設整備費	128,801	-	-	128,801
エネルギー港湾施設工事費	-	6,494	-	6,494
鉄鋼整備勘定への繰入	-	210	-	210
補助金等	92,975	-	-	92,975
一般会計への繰入	46	-	-	46
港湾整備勘定への繰入	-	893	△ 893	-
庁費等	3,461	40	-	3,502
その他の経費	1,351	-	-	1,351
減価償却費	9,787	13	-	9,800
貸倒引当金繰入額	△ 0	-	-	△ 0
資産処分損益	4,370	27	-	4,397
本年度業務費用合計	259,027	7,680	△ 893	265,814

港湾整備特別会計 附属明細書（資産・負債差額増減計算書）
 本会計年度（自：平成17年4月1日 至：平成18年3月31日）

（単位：百万円）

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	相殺消去	合算
前年末資産・負債増差額	168,095	5,393	-	173,489
本年度業務費用合計	△ 259,027	△ 7,680	893	△ 265,814
財源	370,902	8,104	△ 893	378,113
自己収入	74,588	5,633	-	80,222
港湾管理者工事費負担金収入	65,861	1,498	-	67,359
受益者工事費負担金収入	-	4,122	-	4,122
受託工事納付金収入	6,945	-	-	6,945
その他の財源	1,781	12	-	1,794
他会計（勘定）からの受入	296,314	2,471	△ 893	297,891
一般会計からの受入	294,186	2,471	-	296,658
空港整備特別会計からの受入	1,233	-	-	1,233
特定港湾施設工事勘定からの受入	893	-	△ 893	-
無償所管換等	△ 98,460	-	-	△ 98,460
資産評価差額	△ 2,192	224	-	△ 1,967
その他資産・負債差額の増減	-	-	-	-
本年度末資産・負債差額	179,318	6,043	-	185,361

港湾整備特別会計 附属明細書 (区分別収支計算書)
 本会計年度 (自:平成17年4月1日 至:平成18年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾施設工事勘定	相殺消去	合算合計
港湾管理者工事費負担金収入	65,861	1,498	-	67,359
受益者工事費負担金収入	-	4,122	-	4,122
受託工事納付金収入	8,412	-	-	8,412
資産売払収入	481	-	-	481
貸付金の回収による収入	11,414	-	-	11,414
その他の収入	1,406	12	-	1,419
一般会計からの受入	294,186	2,471	-	296,658
空港整備特別会計からの受入	1,233	-	-	1,233
特定港湾施設工事勘定からの受入	893	-	△ 893	-
前年度剰余金受入	16,612	293	-	16,905
財源合計	400,502	8,397	△ 893	408,007
人件費	△ 19,553	-	-	△ 19,553
港湾施設整備費	△ 121,566	-	-	△ 121,566
エネルギー港湾施設工事費	-	△ 6,839	-	△ 6,839
鉄鋼港湾施設工事費	-	△ 210	0	△ 210
補助金等	△ 94,409	-	-	△ 94,409
港湾整備勘定への繰入	-	△ 893	893	-
一般会計への繰入	△ 46	-	-	△ 46
産業投資特別会計への繰入	△ 33,057	-	-	△ 33,057
貸付けによる支出	△ 2,004	-	-	△ 2,004
庁費等の支出	△ 4,760	△ 45	-	△ 4,806
その他の支出	△ 477	-	-	△ 477
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 275,877	△ 7,989	893	△ 282,973
土地に係る支出	△ 2,923	-	-	△ 2,923
建物等に係る支出	△ 98,028	-	-	△ 98,028
施設整備支出合計	△ 100,951	-	-	△ 100,951
業務支出合計	△ 376,828	△ 7,989	893	△ 383,924
業務収支	23,674	407	-	24,082
財務収支	-	-	-	-
本年度収支	23,674	407	-	24,082
翌年度歳入繰入	23,674	407	-	24,082
収支に関する換算差額	-	-	-	-
資金本年度末残高	-	-	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	25	-	-	25
本年度末現金・預金残高	23,700	407	-	24,108

参考情報

機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりです。

なお、算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっております。

16,466百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高） \times 1.770%=291百万円